町清掃条例の全部改正について

次のとかり三 町清掃条例の全部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六年第一項の規定により、 本窓会

の鹹決を求める。

昭和四 十四年九月二十四日

三朝町長

Ш

昭四台 四年九月霧九日 原祭可決

矢田秀雄

朝町条例第

Ŋ

朝町条例第十八号)の全部を改正する。

(目的

三朝

N

滑掃朵例

(昭和

一十年三日

との条例は、 清掃法 (昭和二十九年法律第七十二号。以下「法」という)に

基づき町民の 協力により、 **汚物を衛生的に処理し、生活環境を清弥にすることによ**

公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

一一一一 容器の設置)

は管理者とする。 法の規定による特別滑掃地域内の土地又は建物の占有者(百有岩がな 以下「滑掃動物治」という。) は、こみ容量(以下一番筋容器」 い : 湯

という。)を備え各別にどみを築めたければならない。

項の汚物容器には、 次に掲げるも のを混 入してはならない。

法定伝染病患者の排せつ物の付着したもので消毒をしないもの

二 土砂、瓦れき、雑草等で燃えないもの

三 器物の廃品等で容積又は重量の大きなもの

四 爆発物、その他危険性のあるもの及びはなばだしく悪臭を発するもの三 器物の廃品等で変形です。

3 町長はどみの種類により、各別にそれを収容させるため常物議論治に対し二個

上の汚物容器を備えさせることができる。

(汚物容器等の維持管理)

第三条 清掃義務者は、汚物容器及び便所について、雨水の投入、悪臭の路部、ね

み及び衛生客虫の出入を防止するとともに、 消毒劑、 殺虫剤を散布する等その宿生

的管理につとめ、 かつ、その周辺及び路面を整理して、 汚物の擬目作義に支障の

いようにしなければならない。

(汚物容器の規格、設置場所の制限)

町長は特別浴掃 地域内において環境衛生上必要があると認 80 る とき

命の大きさを規制し、又は設置場所を制限することができる。

場の 清潔保持)

第五条 特別滑掃地域内において動物を飼育する者は、 飼育場所の精潔を保持し、衛

生害虫の発生防止及びその駆除並びに悪臭の発散防止につとめなければならない。

(犬、ねと等の死体の届出)

第六条 清掃義務者は、犬、ねと等の死体を自ら処分することが困難なときは、

なく町長に届出なければならない。

(自巳処分の基準)

滑掃義務者は、その土地又は建物内の汚物のうち、焼却埋没等の方法により、

容易に衛生的な処分ができるものは、なるべく自ら処分するようにつとめるととも

に、自ら処分しない汚物についても町の行なう汚物の収集及び処分に協力しなけれ

ばならない。

2 前項の汚物の自己処分に当たつては、淸掃法施行令(昭和二十 九年政令第百八十

第二条の基準により衛生的に処理しなければならない。

多量汚物の処理)

第八条。法第七条の規定により運搬又は処分を合することができる多量労物の範囲は、

次のとおりとする。

とみ、燃えがら及び汚でい、一 日平均五十キログラム以上又は一時に五百キログ

ラム以上排出するもの

一 前号のほか収集作業を困難にするもの

(処理の委託)

第九条 情播義務者が、前条の汚物を自ら処分できない正当な理由があるときは、その

都度町長に委託することができる。

第十条 法第八条の規定により、運搬又は処分を命ずることができる特殊汚物は次のとお

りとする。

一 有害性物質を有するもの

はなはだしい悪臭を発するもの

二。危険性を有するもの

四 前各号のほか清掃作業を困難にするもの

(汚物取扱業の許可)

法第十五条第一項の規定によ 污 物取扱 者(以下「取扱業者」という。)

になろうとするもの 次 0 事 項を記載 し た 申請書を提出して、許可を受けなければ

住所、氏名(法人にあつてない。 ri, その名 沂 在地、代表指 0) I.Ç 名 ح

の写を添 付すること。)

営業所 0 所 在 地

扱 汚 物 Ø 種 別 ÌĖ CF K 収 集運搬及 び処 分の

別

自 車そ 数の 他 * b 12 F 業 用 具 の種 類及 び数

ħ 従業員の

六 収 集、遅搬及び 処 分の カ 法 it (F に作業計

七 作業区域、受持 数 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{K}}$ 日 1/F 工業能力

前 項第三 第 号 及 V 第 号の事項 するともは、

を具し事前 KC 町長の承認を得なければならない。

第一项 なければならない。 第一号第二号及び第五号の事項に変更があつたときは、五日以 内化 町長に届

許可 証 の変付)

第十二条 前 £ . の規定により取扱業者を許可したときは、町長は期限を付して 許可証を

交付する。

2 法第十五条第 らない欲は、十八リット

ル

3 取扱業者は、第一項の許可証を亡失又はき損したときは、直にたいのでは、第十五条第三項の規定によるし承収集料金のとえてはなら交付する。 ちにそ 0) 埋由を記い 义

HJ 長に届出て再交付を受けなければならない。

第十三条 の許可を取消し、又は業務の特止を命ずることができる。 町長は、取扱業部 及び当該従家員が、 次の分号の一で該当するときは、

関係法令及びこの集団に造反したとき。

町長の指示に従わなかつたとき。

その他町長において不適当と認めたとき。

(営業の休止及び廃止)

第十四条 取扱業者は、その営業の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは

その理由を具して十五日前までに町長に届出なければならない。

第十五条 法第二十条の規定により汚物の収集及び処分に関

手数料を徴収する。

普通世蒂

事務所

一箇月当たり

百円以内

二千円

三百円

· 四 千 月 円

五級

六級

四級

六千円 /

丘 カリー

町長は、天災その他 特別の理由があると認めたときは、

数料を滅免することができる

(大掃除)

第十七条 法第 項 Ó 規定による 大掃除の H 時、区域及び方法等

示する。

(精掃指

2 清掃指導員は、職員のうちから町長が任命する。員を置くことができる。第十八条 町長は、との条例に定める事項について調査 の条例に定める事項について調査指導を行なわせるため行情

『導員の証票)

(から求められたときは、これを呈示しなければならない。- 九条 隋掃指導員 は、股務執行に当たり、常にその身分を示す証票を携務し、

規則への委任)

との条例の施行に関し 必要な事項は、規則で定める。

則

Ø + 四年十一月一日から施行する。